

議案第36号 資料

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 趣旨

平成22年度から、市民館と区役所関係部署とが一体的に連携することによって、より効率的・効果的な事業展開を行うことを目的として、市民館の施設及び設備の維持管理及び利用許可並びに一部図書館の施設及び設備の維持管理を区長へ事務委任し、また、市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関することを区長が補助執行している。

令和7年4月1日からは、中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館の管理・運営は指定管理者に行わせ、中原区長及び高津区長は、指定管理者のモニタリングを行うとともに、区内全域での学びの場づくりを進めるため、教育委員会事務の委任等に関する規則を改正するもの

2 改正の概要

- (1) 市民館としての生涯学習及び社会教育の振興は指定管理者が中心に行うことから、区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること並びに区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関することについて、区長に補助執行※させるもの
- (2) 指定管理者に関することを区長に補助執行させるもの
- (3) 区長に委任及び補助執行させていた事務のうち、指定管理者に行わせる事務を除くもの
- (4) 川崎市市民館条例の一部が改正されること等による所要の整備

※教育委員会の業務を、教育委員会名で市長事務部局の職員に行わせること

3 規則の施行日

令和7年4月1日